

佐賀大学附属図書館学内経費精算による文献複写細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学附属図書館文献複写規程(平成16年4月1日制定)第1条第2項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館が行う文献複写のうち、学内の部局等の依頼で経費を精算するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(文献複写の範囲)

第2条 この細則で定める文献複写の範囲は、附属図書館に所蔵する図書館資料の文献複写で、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 附属図書館の本館及び分館相互の依頼及び受託による文献複写
- (2) 附属図書館に設置するリーダープリンターによる文献複写
- (3) 附属図書館に設置する電子複写機による複写カードを使用した文献複写

(利用資格)

第3条 前条の文献複写は、佐賀大学の教職員で、かつ、予算の執行権限を有する者が、教育又は研究を目的とする場合に限り利用することができる。

(文献複写の申込)

第4条 文献複写を依頼しようとする者(以下、「依頼者」という。)は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長に提出し、その承認を得なければならない。

(複写カードの交付)

第5条 複写カードの交付を受けようとする者は、申込書を附属図書館長に提出し、その承認を得た後、複写カードの交付を受けるものとする。

(文献複写料金)

第6条 文献複写料金は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる文献複写の料金は、別表1のとおりとする。
- (2) 第2条第3号に掲げる文献複写の料金は、別表2のとおりとする。

2 文献複写経費の精算は、複写実績額を、依頼者が所属する部局等の予算から、定期的に附属図書館へ移し替えることにより行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

別表1 (第6条第1項関係)

種 別	区 分	金 額		備 考
電子式複写方式による複写料金	A3判1枚	白黒	20円	A3判未満のものも同一料金とする。
		カラー	60円	
リーダープリンターによる複写料金	A3判1枚	白黒	20円	

別表2 (第6条第2項関係)

種 別	区 分	金 額		備 考
電子式複写方式による複写料金	A3判1枚	白黒	10円	A3判未満のものも同一料金とする。
		カラー	50円	